



## 改正育児・介護休業法等説明会のご案内

平成 29 年 1 月 1 日から、改正「育児・介護休業法」及び改正「男女雇用機会均等法」が施行されます。

改正法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、改正法の内容等についての説明会を開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

	日 時	会 場	定員	内 容
第 1 回	平成 28 年 10 月 20 日 (木) 13:30~16:30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール (神戸市中央区東川崎町 1-1-3)	216	<b>&lt;説明&gt;</b> ・ 育児・介護休業法の改正 ・ 男女雇用機会均等法の改正 ・ 育児・介護休業規定の変更 ・ ハラスメント(セクハラ・マタハラ)防止対策等  <b>&lt;個別相談&gt;</b> 説明終了後(約 60 分)
第 2 回	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 9:30~12:30	*第 2 回と第 3 回の会場は同じです 尼崎市総合文化センター 第 2 会議室	99	
第 3 回	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 13:30~16:30	(尼崎市昭通 2-7-16)	99	
第 4 回	平成 28 年 10 月 26 日 (水) 13:30~16:30	姫路・西はりま地場産業センター 901 会議室 (姫路市南駅前町 123)	180	
第 5 回	平成 28 年 10 月 28 日 (金) 13:30~16:30	和田山ジュピターホール 小ホール (朝来市和田山町玉置 877-1)	100	
第 6 回	平成 28 年 10 月 31 日 (月) 13:30~16:30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール (神戸市中央区東川崎町 1-1-3)	216	

主催：兵庫労働局 対象：企業の人事労務担当者等 参加費：無料

申込み方法 下記申込書により、兵庫労働局雇用環境・均等部あて FAX でお申込みください。

各会場とも定員に達し次第、締め切ります。なお、出席者は 1 事業所につき 2 人まででお願いいたします。\* 当日、参加申込書を受付でご提出いただきますので、必ずご持参ください。

お問い合わせ 兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課 TEL：078-367-0700  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15 階

### 改正育児・介護休業法等説明会参加申込書

\* 参加希望の回に○を付けてください。 兵庫労働局雇用環境・均等部あて **FAX:078-367-3854**

第1回(神戸) 10月20日(木)	第2回(尼崎) 10月24日(月)午前	第3回(尼崎) 10月24日(月)午後	第4回(姫路) 10月26日(水)	第5回(和田山) 10月28日(金)	第6回(神戸) 10月31日(月)
事業所名					
所在地 〒					
TEL ( )					
出席者					個別相談希望
役職・氏名					有 ・ 無

ご記入いただいた個人情報は、雇用環境・均等部で安全に管理し、当説明会に関する業務以外には使用いたしません。

# 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が変わります！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、法律が改正され、**平成29年1月1日**から、以下の点が変わります。

## <育児・介護休業法の改正ポイント>

### ① 介護休業の分割取得

**現行** 対象家族1人につき、原則1回

※ 一部の対象家族に同居・扶養要件あり



**改正後** 対象家族1人につき、3回

※ 対象家族の同居・扶養要件はすべて撤廃  
※ 要介護状態の判断基準緩和

### ② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化

**現行** 1日単位



**改正後** 半日単位

### ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等

**現行** 介護休業と通算して93日



**改正後**

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

### ④ 介護のための所定外労働の免除の新設

**現行** なし



**改正後**

対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設

### ⑤ 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

**現行** (育児休業の場合)  
以下の3要件とも満たす場合

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがある
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない



**改正後**

以下の2要件に緩和

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳6か月になるまで  
(※)の間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

(※) 介護休業の場合は、取得予定日の93日経過日から6か月を経過する日まで

### ⑥ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

**現行** 法律上の親子関係のある  
実子・養子



**改正後**

特別養子縁組の監護期間中の  
子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

## <育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント>

いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

**現行** 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止



**改正後**

左記に加え、上司・同僚等からの嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け

(お問い合わせ先) 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課(電話078-367-0820)

※改正法説明会のお問い合わせは、企画課(電話078-367-0700)までお願いします。